

利用料金の一部減免についてのお知らせ

以下のように施設利用料金の一部を減免いたします。

1 一部減免対象施設

和室と談話室を一体利用する場合

2 減免事由及び減免額

和室と談話室を一体使用する場合 減免額 300 円

3 減免適用開始時期

平成 24 年 5 月利用分より

※5 月 2 日より減免申請受け付け。既に 5 月以降の使用許可をした方に対しては、減免額分を還付します

平成 24 年 4 月山田地区会館（指定管理者）中部互光・コスモコンサルタント運営共同体